

Q1：福祉・医療施設感染対策センターは何を目的にしているのか？どんな機能を担うのか。

A：福祉・医療施設感染対策センター（以下「センター」という。）は、9/2 より新システムに移行し、全数把握を行わなくなるに伴い、各施設における陽性者の人数を把握し、施設に必要な支援を行うこと、及びクラスター案件を早期に把握し、支援することを目的としている。機能としては、陽性者の人数把握に加え、適切なゾーニング等の感染対策の助言、一斉 PCR 検査等の支援（PCR 検査等 10/10 助成、検査キット（3 万個分）を県に備蓄し、必要に応じ配布）、N95 マスク、ガウン等の感染防護具の支援、その他個別の相談対応を担う予定。

Q2：報告対象となる社会福祉施設は、高齢者と障がいのある方の施設だけなのか？保育所とかは感染対策センターへの報告対象に含まれないのか？

A：センターは、高齢者と障がいのある方の社会福祉施設及び医療施設について対象とするもの。保育所については含まれない。

Q3：例えば職員の体調が悪くなり、個人的に医療機関で検査をして陽性だった場合、医療機関から発生届が出るという流れは変わらないのか？

A：9/2 以降の新システムにおいて、医療機関は、重症化リスクのある方について発生届を出すこととなる。それ以外の方については、症状等に応じ陽性者コンタクトセンターにご相談いただくこととなる。

一方、新システムにおいては全数把握を行わなくなることから、施設の感染状況を把握し、必要な支援を行うことができるよう、重症化リスクのある方もそうでない方についても、施設職員・利用者で陽性者が発生した場合には、都度センターに報告いただきたい。

（参考）重症化リスクのある方

- ①65 歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与・酸素投与が必要な者、④妊婦

Q4：結局、施設側の対応は、9/2 の前後でどう変わってくるのか？

A：施設職員・利用者で陽性者が発生した場合には、都度センターに報告いただきたい。

また、新システムにおいて、陽性者が発生した社会福祉施設においては原則、自主検査を行っていただき、施設全体の感染状況を確認いただくこととしている。そのため、①陽性者が発生した場合は、当該陽性者と接触可能性がある施設職員・利用者に対し自主検査を行っていただき、施設の感染状況を把握し、センターに報告いただくとともに、

②これまで通り、重症化リスクのある方等については嘱託医や医療機関を受診し、陽性確定の診断及び適切な治療を受けられるよう対応いただきたい。

Q5：社会福祉施設は原則自主検査とあるが、行政検査は行われぬのか？

A：新システムにおいて、陽性者が発生した社会福祉施設においては原則、自主検査を行っていただくこととしている。この際、必要な検査キットは施設で購入いただくこととなるが、県において「鳥取県社会福祉施設等に係る PCR 検査等支援事業補助金」（補助率 10/10）を設けており、検査キット購入に当たっては積極的にご活用いただきたい。また、PCR 検査キットが入手できない等の事情がある場合、県で抗原定性検査キットを 3 万個備蓄することとしたので、陽性者発生報告後にセンターから電話があった際に、相談いただきたい。なお、自主検査を行うことが難しい場合等の事情がある場合、行政検査を行うことも可能であるため、陽性者発生報告後にセンターから電話があった際に、相談いただきたい。

（参考）鳥取県社会福祉施設等に係る PCR 検査等支援事業補助金

<https://www.pref.tottori.lg.jp/295490.htm>

Q6：センターに陽性者を報告すれば、自動的に行政から健康観察などの連絡があるのか？

A：否。センターへの報告は、施設内の陽性者数を把握し、施設に必要な支援を行うためのものであり、陽性者個々人の発生届ではない。また、コロナ陽性を確定するものでもない。

これまで通り、コロナの確定診断については医師の診断が必要であり、必要な治療を受けるためには嘱託医や医療機関を受診する必要がある。なお、嘱託医や医療機関を受診した方で、重症化リスクのある方（Q3 参照）については発生届が出され、保健所による療養調整等が行われる。また、それ以外の方（発生届出対象外の方）については、症状等に応じ陽性者コンタクトセンターにご連絡いただくこととなる。

Q7：施設の利用者には、夜間は入所施設 A にいて、日中は別の事業所 B で活動している人もいる。そのような利用者が陽性になった場合、A、B 両方で感染対策センターに報告するのか？

A：ご質問のような場合、どちらにも記載いただいた上で、重複する陽性者について、備考欄にその旨を記載した上で報告いただきたい。

（例）：施設 A の陽性者 1 と施設 B の陽性者 3 が同一人物の場合、

施設 A の報告様式中、陽性者 1 の備考欄に、【施設 B の陽性者 3 と同一人物】と記載。

（施設 B の報告様式についても同様）

Q8：センターへの陽性報告は、いつ時点までの陽性判明をいつまでに報告すればいいのか。

A：原則、当日までに判明した陽性者数を、翌日朝 9 時までに報告いただきたい。当該報告後に判明した新たな陽性者については、次の報告（翌々日朝 9 時まで）時に報告いただきたい。

なお、報告書の記載要領にあるとおり、日々の陽性報告においては、既に報告している陽性者は含めず、新規報告分のみを記載して、センターに報告いただきたい。

Q9：施設で働いている職員だが、家族が陽性で、自分も体調が悪い。どうしたらよいか。

A：体調が優れない場合は、施設に報告し出勤を控えるとともに、検査や医療機関の受診をしてください。センターについては、施設からの陽性者数等の報告を受け付けるものです。

Q10：居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）の扱いは？

A：介護事業所として報告してください。ケアプランを書いている対象者（サービス利用者）の報告は、各介護事業所から報告してください。

Q11：利用者の家族が陽性となったため、利用者自身も自宅待機で一週間以上デイサービスに来ていない。この場合で、その利用者が陽性になった場合は、報告が必要か。

A：利用者が推定感染時期の前後にサービスを使っておらず、職員や他の利用者に感染させている恐れが全くないと考えられるときは、その方の報告は不要です。

Q12：施設で自主検査する際、どの範囲に検査をすればいいかわからない。参考となる考え方を示してほしい。

A：個別の施設、職員や利用者の状況により様々なので、一概には示すことは難しいが、以下の基本的な考え方を参考に、施設の状況に応じてご対応をお願いします。

<考え方>

- これ以上感染を広げないため、**感染可能性のある方に対し、検査を行うことが適切。**
- 感染可能性のある方は、大きく以下のように分けられる。
 - ①陽性者と濃厚接触がある方、②濃厚接触ではないが、陽性者と接触がある方、③体調不良の方
- 社会福祉施設は健康リスクのある方も多いため、「感染を広げない」ことについて、その他の施設等よりも強く意識を向け、対応することが重要。この観点から、**基本的には、①～③の方全員に検査を行うことが望ましい。**
また、入所系の施設の場合は、職員が感染源である可能性が極めて高いため、職員については幅広に検査を行うことが望ましい。
- ※ ③の方については、検査に加え、**早期に医療機関を受診することが適切。**
- 「濃厚接触」の目安について（※あくまで目安なので、個別の事情に応じて判断が必要）
 - ・ いずれか片方（又は両方）がマスク着用なしで、連続する15分以上、1メートル以内で会話や介助等の接触がある。

(例) 各シーンでの「濃厚接触」の目安 (※以下のシーンでは感染の実例も多いので特に注意が必要)

【食事】

- ・ 連続する 15 分以上の場合、食事介助は基本、濃厚接触扱いが適当
- ・ 同じテーブルでの食事で、向かい合わせで食事している場合、横との距離が 1m 未満かつ横をパーティションで区切っていない場合などは濃厚接触扱いが適当

【入浴・排泄介助】

- ・ 連続する 15 分以上の場合、入浴・排泄介助は基本、濃厚接触扱いが適当

【送迎】

- ・ 15 分以上の車送迎で、いずれか片方 (又は両方) がマスク着用なしの場合、濃厚接触扱いが適当
- ・ マスク有りであっても、15 分以上の車送迎で、会話があり、かつ窓を開けての換気をしていない場合、濃厚接触扱いが適当

※ 車の換気は、空気の通り道ができるよう 2 ドア以上開けるのが適当。エアコンは外気取込モードが適当。

【更衣室、休憩室、喫煙室等】

- ・ 換気の悪い部屋で、連続する 15 分以上一緒にいて、会話があった場合は、濃厚接触扱いが適当

○ 接触した日の考え方

- ・ 陽性となった方の「発症日より 2 日前までに接触」した方 (発症日を 0 日として、その 2 日前までに接触)
- ※ 陽性となった方が無症状の場合は、「検査日より 2 日前までに接触」した方

Q13：自主検査で陰性だったら勤務又は利用してよいか。

A： Q12 の濃厚接触到該当する方については、感染拡大防止のため、原則は、最終曝露日 (陽性者との接触等) を 0 日として 5 日間、自宅等での待機をお願いします (6 日目解除)。なお、2 日目と 3 日目に抗原定性検査、又は 3 日目に PCR 検査で陰性確認することで、3 日目解除も可能となっています。

また、高齢者と障がいのある方の社会福祉施設の従事者については、濃厚接触者としての待機期間中においても、下記の条件の下、業務への従事が可能とされています。詳しくは県 HP 等をご確認ください。

- ・ 他の職員による代替が困難な職員であること。
- ・ 新型コロナウイルスワクチンの追加接種 (3 回目接種をいう。以下同じ。) を実施済みで、追加接種後 14 日間経過した後 (ただし、2 回目接種から 6 か月以上経過していない場合には、2 回接種済みで、2 回目の接種後 14 日間経過した後でも可) に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・ 無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査 (当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット) により検査を行い、陰性が確認されていること。
- ・ 濃厚接触者である当該職員の業務を、所属の管理者が了解していること。等

参考) 県 HP：<https://www.pref.tottori.lg.jp/295619.htm>

Q14：施設内で働く外部委託業者（厨房、清掃、クリーニング等）が陽性になった場合は、施設職員ではないため、報告不要か。

A：本報告は、施設での感染拡大防止のために行っていただくものであり、外部委託業者であっても、陽性を把握された場合は、可能な限り報告をお願いします。なお、その際は備考欄に、「厨房勤務の外部委託業者の職員」「利用者や職員との接触はない」等を記載してください。